

## Instagram を活用した投稿キャンペーン及び写真展開催業務委託仕様書

### 1 業務名

Instagram を活用した投稿キャンペーン及び写真展開催業務

### 2 業務目的

- (1) こおりやま広域連携中枢都市圏（※）（以下「こおりやま広域圏」という。）の取組についての認知度を向上させること。
- (2) キャンペーンや写真展を通して、こおりやま広域圏の魅力（人、歴史・文化、自然、食）に触れてもらうとともに、参加者同士の繋がりを生み出すことによって、まちに関わることをもっと身近な「自分事」として感じてもらい、シビックプライドの醸成及び関係人口の創出に繋げること。

※ 住民が引き続き現在の居住地で生活できるように利便性を維持向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目的とした連携中枢都市圏。構成自治体は、郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の5市8町4村からなる。

### 3 業務目的達成のための手段

Instagram を活用した投稿キャンペーン及び写真展の開催

### 4 想定される参加対象者（ターゲット）

- (1) 投稿キャンペーン
  - ア こおりやま広域圏内在住者
  - イ こおりやま広域圏内に通勤又は通学している者
  - ウ Instagram 郡山市公式アカウントのフォロワー
- (2) 写真展
  - ア 20 歳代から 30 歳代までの首都圏在住者

### 5 Instagram を活用した投稿キャンペーン及び写真展の内容

- (1) 投稿キャンペーン
  - ア キャンペーン参加者に、自身のInstagramアカウント上で当該投稿キャンペーン用のオリジナルハッシュタグ（#mykoriyama広域圏や#（撮影地名）など）を付けて、こおりやま広域圏の魅力（人、歴史・文化、自然、食）を伝える写真を投稿してもらう内容であること。

- イ 投稿された写真の中から入賞作品を選定する。
- ウ 入賞作品数はこおりやま広域圏内の各市町村 1 作品、合計 17 作品とする。
- エ 入賞作品の公表は写真展の開催に合わせて行うものとする。

## (2) 写真展

- ア 会場は東京都内の若年層が多く集まる施設とし、ターゲットをより多く取り込める施設内で開催する。
- イ 入賞作品をパネル化し会場に展示する。
- ウ 最優秀賞及び優秀賞を来場者の投票により決定する投票キャンペーンを実施し、来場者との交流の機会を創出する。
- エ 来場者に対し、発注者及びこおりやま広域圏の魅力を PR できるブース（物販可）を設ける（電力の供給は受注者の負担とする。）。)
- オ インフルエンサーを招聘し、交流企画を併せて開催する。
  - ※ 当該事業オリジナルの写真展である必要はなく、既存の写真展へのブース出展等の形式も可とする。
  - ※ 20 代～30 代中心の写真好きを中心とした 1 万人以上の集客実績がある写真展での開催とし、本事業においても集客目標を 1 万人以上とする。

## (3) 投稿された写真の用途

- ア Instagram 郡山市公式アカウントにおけるシェア又は再投稿（リポスト）の対象とするほか、入賞作品については写真展の素材として使用する。
- イ 投稿写真の利用許諾を得る作業は受注者が行う。

## (4) 期間（予定）

- ア 投稿キャンペーン 令和 7 年 5 月下旬から令和 7 年 7 月中旬まで（1 か月以上の期間を設けること）
- イ 写真展 令和 7 年 9 月に 4 日間程度
- ウ 交流企画 インフルエンサーや入賞者、来場者が交流できるような企画を、写真展開催期間中に 1 回程度開催すること。

## 6 業務内容

業務目的を十分に理解し、その達成のため、受注者は次の業務を実施するものとする。

なお、Instagram の利用規約や PR 活動ガイドライン等には十分に留意し、この業務を実施すること。

### (1) イベントの企画運営等に関する業務

#### ア 企画

- (ア) Instagram 郡山市公式アカウントのフォロワーの獲得、当該投稿キャンペーン参加者の確保、及び写真展への来場を促すことができる内容であること。

また、業務目的が達成できるよう、参加者同士の繋がりを生み出す効果的な内

容であること。

なお、投稿キャンペーンの開催時期にとらわれない四季折々の投稿やこおりやま広域圏内全ての自治体の魅力発信に繋がる投稿がなされるよう工夫を凝らすこと。

- (イ) オリジナルハッシュタグ（#mykoriyama 広域圏）を付けての投稿を促すとともに、キャンペーン用オリジナルハッシュタグを設定する場合は、当該キャンペーンがこおりやま広域圏 17 市町村を対象エリアとしていることを踏まえ、工夫を凝らすこと。

※ 地域ごとの審査のため、撮影地（または被写体の場所）のハッシュタグは必ず一つのみとすること。

- (ウ) 投稿キャンペーンへの参加、写真展への来場及び入賞作品への投票等を促すためのインセンティブを設けること。インセンティブの設定に当たっては、こおりやま広域圏 17 市町村の魅力発信に資する内容とすること。
- (エ) 投稿された写真の二次利用を行うための利用規約、投稿方法等の整備をすること。

ただし、投稿写真を使用する際に、その都度、投稿者に利用許諾を得る場合はこの限りではない。

#### イ 投稿キャンペーンの開催

当該投稿キャンペーンへの参加を促すため、受注者は次の業務を行うこと。

- (ア) 受注者所有のサーバ内に特設サイトを制作するとともに、当該特設サイトの運営を行うこと。
- (イ) 国内の写真好きフォロワーが 10 万人以上いる SNS アカウントでの告知を 3 回以上行うこと。
- (ウ) 特設サイト及び SNS アカウントによる告知投稿は、告知用写真、キャッチコピー等をデザイン、レイアウトした、投稿キャンペーンへの参加を促す効果的なものを制作すること。

なお、Instagram 郡山市公式アカウントへ誘導できるものであること。

#### ウ 入賞作品の審査

受注者は、入賞作品を選定するため、次の業務を行うこと。

- (ア) 受注者は発注者とともに入賞作品を選定するための審査を行うこと。
- (イ) 審査方法は受注者が準備することとし、発注者の承認を得ること。
- (ウ) 各市町村が行う審査に対して助言を行うインフルエンサー 2 名を招聘し、インフルエンサーが当該事業に関わっていることを積極的に PR すること。
- (エ) 招聘するインフルエンサーについては、発注者と受注者との協議により決定する。

#### エ 写真展の開催

受注者は、写真展を開催するため、次の業務を行うこと。

(ア) ターゲットをより多く取り込める会場を東京都内に確保すること。

(イ) 入賞作品をパネル化し、会場内に展示すること。

なお、制作するパネルの素材や寸法等については、提案及び発注者と協議の上、決定する。

(ウ) 来場者に対し、発注者及びこおりやま広域圏の魅力を PR できるブースを設ける。

(エ) PR ブース用の電源を確保すること。

(オ) 投稿キャンペーンの参加者同士の繋がりを生み出せる効果的な内容とすること。

(カ) 写真展への来場を促すため、(3) のウで招聘するインフルエンサーを活用した交流企画を写真展の会場内で行うこと。

交流企画の方法については、発注者と受注者との協議により決定する。

#### オ 投票キャンペーンの設定

受注者は、最優秀賞及び優秀賞を写真展来場者等の投票により決定する投票キャンペーンを行うこと。

投票の方法については、発注者と受注者との協議により決定する。

#### カ 事業実施報告書の作成

受注者は事業の実施状況等を報告するための事業実施報告書を業務完了後に提出すること。

#### (2) イベントの運営に係るインセンティブに関する業務

##### ア インセンティブとなる賞品の取りまとめ及び発送

受注者は、6 の (1) のアの (ウ) において設けたインセンティブに基づき、最優秀賞等の決定後、賞品などの手配、受賞者への発送などを行うこと。

##### イ 事業実施報告書の作成

受注者は事業の実施状況等を報告するための事業実施報告書を業務完了後に提出すること。

#### 7 校正

SNS 広告等を作成した際の校正は、都度 3 回以内とする。

#### 8 業務委託期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 10 日 (水) まで

## 9 成果品

- (1) 事業実施報告書
- (2) 成果品（動画やウェブサイトバナー広告等）
- (3) その他、各種成果品データ

## 10 成果品の納期

令和7年12月10日（水）までとする。

## 11 納品場所

郡山市文化スポーツ部国際政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

## 12 留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を置くこと。発注者との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、発注者の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者等が所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に注意の上、自らの責任において使用すること。
- (7) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (8) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- (9) 本業務成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）については、発注者に帰属するものとする。  
ただし、投稿キャンペーンの入賞作品や応募作品の著作権は撮影者に帰属するため除外する。

- (10) 本業務成果品について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者が、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受注者の責任において処理するものとする。
- ただし、投稿キャンペーンの応募作品についてはこの限りとせず、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを発注者が行うものとし、受注者は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (12) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (13) 業務の所管部署が変更となった場合、変更後の所管部署に報告書等を納品すること。

### 13 その他

- (1) 発注者は、受注者に対し、文書データや写真等、制作における使用素材を提供するが、受注者が保有するデータも使用することができる。
- (2) この仕様書に定めない事項及びこの仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は延滞なく協議し、これを定めるものとする。